

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大鰐町	蔵館①(蔵館、元長峰、苦木、長峰、九十九森、唐牛)	令和3年3月23日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	235.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	203.25 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	46.52 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.12 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.36 ha
(備考) 本地区は町の北東部に位置し、蔵館・唐牛集落を除く4集落は山間部に位置し、農地の大半が樹園地である。また、昼夜の寒暖差から食味の良い高品質のりんご栽培が可能であるため、町の特産品であるりんごの主要産地となっていて、地区内の生産者のほとんどがりんご農家である。また、中心経営体数は町内最多の地区である。	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・樹園地の搬入口を整備する事業があれば活用したい。 ・作業の省力化と農地の集約化のために機械が進入できる農地であれば、耕作放棄地を解消して耕作したい。そのために活用できる事業はあるか。 ・耕作者がいない場合、農地はどうすればよいのか。 ・耕作できなくなった農地にうるしを植栽し、樹液を採取できる樹齢となったが、採取・活用方法がわからない。 ・りんごの収穫が一番労力を要する。 ・若い世代ほど園地内でフォークリフトで作業ができる環境整備が必要。 ・補助事業等の周知が不十分であるため、インターネット環境がない生産者への周知方法の検討が必要。 ・インフラ整備が必要。 ・農道の整備・拡幅等で耕作条件を改善してほしい。 ・水利に関する既存設備が老朽化・破損しているため補修が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針（各集落ごとに方針を設定した）

<p>蔵館集落では、農地の大半が耕作放棄地化、もしくは宅地等に転用されている。耕作できる農地は貸借等により中心経営体に集約化が進んでいるが、今後経営規模の縮小や離農を検討する生産者がいた場合は農地中間管理事業の積極的な活用を促す。</p>
<p>元長峰集落では、生産者のほとんどがりんご生産者であるため、集落内での農地の集積は困難である。集落内に規模縮小、離農等の意向がある生産者がいる場合には、農地中間管理事業等を活用し、規模拡大を図る新規就農者等への集積を検討する。</p>
<p>苦木集落では、生産者のほとんどがりんご生産者であるが、生産者が組織するりんご支会、防除組合等の団体の結束が強固であるため、集落内で規模縮小、離農等の意向がある生産者がいた場合は農林課・農業委員会へ相談するよう促し、農地中間管理事業等を活用し農地の集積を図る。</p>
<p>長峰、九十九森集落では、集落内の農地が広域に広がっているため、隣接する地区からの入作が多く、近隣の生産者の意向が把握しにくい場合、中山間集落協定等の組織の活動により規模縮小、離農等の営農意向を把握した場合は農林課・農業委員会へ相談し、農地中間管理事業等を活用し集積を図る。</p>
<p>唐牛集落では、水田を大規模生産者が集約化しているため、今後も同様に耕作できなくなった農地の集約化を図る。樹園地は中心経営体による集約化が困難であるため、規模縮小、離農等の意向がある場合は農地中間管理事業等の活用による集約化を図る。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	りんご、洋梨	1.40 ha	りんご、洋梨	1.50 ha	蔵館、元長峰
認農	—	トマト、水稲	0.70 ha	トマト、水稲	0.70 ha	三ツ目内
認農法	—	養鶏	0.00 ha	養鶏	0.00 ha	早瀬野 養鶏14,000羽
認農	—	水稲	0.38 ha	水稲	1.38 ha	町外
認農	—	りんご、水稲	2.28 ha	りんご、水稲	3.28 ha	蔵館、元長峰
認農	—	りんご、水稲	3.37 ha	りんご、水稲	3.37 ha	元長峰
認農	—	りんご、水稲、きゅうり	2.66 ha	りんご、水稲、きゅうり	2.66 ha	元長峰
認農	—	りんご、水稲、きゅうり	4.02 ha	りんご、水稲、きゅうり	6.02 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、水稲、きゅうり	5.85 ha	りんご、水稲、きゅうり	5.85 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、水稲、野菜・果	1.88 ha	りんご、水稲、野菜・果	1.88 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、水稲、もも	2.15 ha	りんご、水稲、もも	2.15 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、きゅうり	2.00 ha	りんご、きゅうり	2.00 ha	元長峰
認農	—	りんご、水稲	3.10 ha	りんご、水稲	3.10 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご	2.80 ha	りんご	3.20 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、水稲、もも	2.10 ha	りんご、水稲、もも	2.10 ha	元長峰
認農	—	りんご、水稲	2.40 ha	りんご、水稲	2.60 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、きゅうり	2.48 ha	りんご、きゅうり	2.48 ha	元長峰、長峰
認農	—	りんご、水稲	1.55 ha	りんご、水稲	1.55 ha	長峰
認農	—	りんご	2.00 ha	りんご	2.50 ha	長峰
認農	—	りんご	2.65 ha	りんご	2.75 ha	長峰
認農	—	りんご、もも	1.70 ha	りんご、もも	1.70 ha	長峰
認農	—	りんご、水稲	4.00 ha	りんご、水稲	6.50 ha	長峰、元長峰
認農	—	りんご、水稲	1.66 ha	りんご、水稲	1.66 ha	長峰、九十九森
認農	—	りんご	2.60 ha	りんご	2.60 ha	長峰
認農	—	りんご	2.90 ha	りんご	2.90 ha	長峰
認農	—	りんご	3.20 ha	りんご	3.40 ha	苦木
認農	—	りんご、水稲	2.20 ha	りんご、水稲	2.20 ha	苦木
認農	—	りんご、水稲	3.20 ha	りんご、水稲	3.20 ha	苦木
認農	—	りんご、水稲	2.50 ha	りんご、水稲	2.60 ha	苦木
認農	—	りんご、水稲	3.80 ha	りんご、水稲	4.50 ha	苦木
到達	—	りんご、水稲	2.30 ha	りんご、水稲	2.55 ha	長峰、九十九森
認農	—	りんご	3.20 ha	りんご	3.20 ha	唐牛
認農	—	りんご、水稲、トマト	1.55 ha	りんご、水稲、トマト	1.55 ha	唐牛
認農	—	水稲、りんご	10.62 ha	水稲、りんご	12.62 ha	唐牛、町外
認農	—	りんご、水稲	2.55 ha	りんご、水稲	2.55 ha	唐牛

認農	—	りんご、水 稲、トマト	1.85 ha	りんご、水 稲、トマト	1.85 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲	2.43 ha	りんご、水 稲	3.03 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲、もも、きゆ	3.60 ha	りんご、水 稲、もも、きゆ	3.60 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲	2.35 ha	りんご、水 稲	2.35 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲、トマト	2.35 ha	りんご、水 稲、トマト	2.35 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲	2.03 ha	りんご、水 稲	2.03 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲、きゅうり	2.75 ha	りんご、水 稲、きゅうり	2.75 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲	1.80 ha	りんご、水 稲	3.00 ha	唐牛
認農	—	りんご、水 稲	1.49 ha	りんご、水 稲	1.49 ha	唐牛
認就	—	ブルーベリー	0.30 ha	ブルーベリー	1.50 ha	元長峰
認農	—	ミニトマト	0.29 ha	ミニトマト	0.39 ha	唐牛
認農	—	きゅうり	0.10 ha	きゅうり	0.10 ha	唐牛
認就	—	ミニトマト	0.20 ha	ミニトマト	0.80 ha	唐牛
認就	—	ミニトマト	0.06 ha	ミニトマト	0.14 ha	蔵館
認農	—	りんご、水 稲	2.50 ha	りんご、水 稲	3.00 ha	苦木
認農	—	りんご、水 稲	1.40 ha	りんご、水 稲	2.00 ha	元長峰
認農	—	トマト、水 稲	1.09 ha	トマト、水 稲	2.38 ha	唐牛
到達	—	りんご	1.00 ha	りんご	1.20 ha	苦木
認就	—	りんご	0.90 ha	りんご	1.40 ha	長峰、町外
認就	—	ミニトマト、ア スパラガス	0.17 ha	ミニトマト、ア スパラガス	0.58 ha	唐牛
認就	—	りんご、シャ インマスカット	1.17 ha	りんご、シャ インマスカット	1.20 ha	苦木、長峰
認農	—	りんご、水 稲、ミニトマト	1.44 ha	りんご、水 稲、ミニトマト	1.44 ha	蔵館
			ha	0	ha	
			ha	0	ha	
計	57 人		125.02 ha		143.38 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

①農業用生産施設及び農道等の整備

地区内の農業生産施設及び農道等の点検・補修・新設を検討する。町全体の課題となっている担い手の育成を図るほか、現在の生産者が営農を継続できるよう支援する。また、施設等の整備に活用できる事業を模索する。

②農地中間管理事業の活用方針

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、原則として出し手の登録を行う。また、急傾斜地で耕作している中心経営体は、農地中間管理事業等を活用し、平地での耕作へ移行し農地の集積を図る。

③地区と町の協働

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、区会又は近隣のプロダクサーが農林課・農業委員会へ農地の活用方法について相談するよう促す。相談に訪れた生産者に対し、今後の農地の活用に関する意向のヒアリングを行い、農地中間管理事業の活用を促し、耕作放棄地の増加を防ぐ。